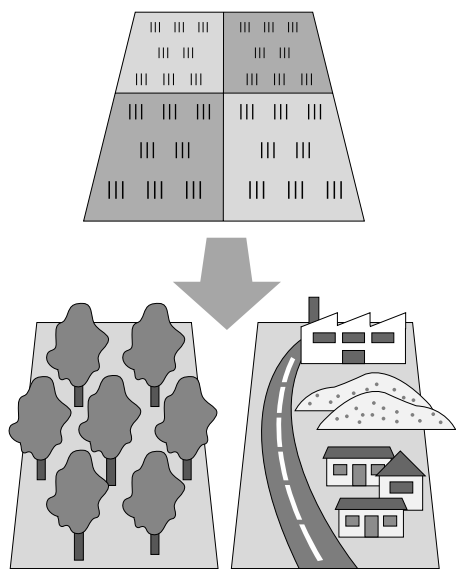
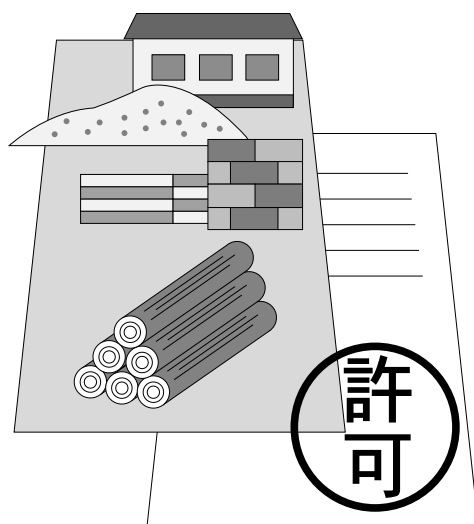


農地の無断転用を防ごう！



農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすること、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。



一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

農地の転用には許可が必要です

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。

農地は農業上大切なものであり、また、一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難であることから、将来に向かって優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようにしています。

これまでに農地転用許可がその適切な実施により、農業構造政策の円滑な推進及び農地の乱開発や遊休化の防止などに果たした役割には大きいものがあります。また、一方で我が国農業・農村をめぐる経済的社会的環境の変化に対応して、その適切な運用の改善も図られています。

お問い合わせは、農業委員会 ☎73-1586 まで